

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用)に係るヒアリング(4)」

2. 日時：令和3年6月15日(火) 13時30分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻安全審査官、藤原安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他16名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部 課長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部バックエンド輸送G 課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「既許可における有毒ガス防護対策の妥当性確認について」

「有毒ガス防護に係る申請対象及び申請書・整理資料への反映について」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和3年4月28日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令

及び通達に係る文書（令和3年4月28日）

「日本原燃（株）から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html

- 令和3年6月14日

「日本原燃（株）再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	それではただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。
0:00:10	本日のヒアリングはでは3年4月28日に申請のあった再処理廃棄物管理施設の事業変更許可申請について、
0:00:22	6月14日と本日6月15日に提出があった資料をモットーにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:30	まず規制庁側の出席者を紹介します。本町会議室の出席者はコサク大川シミズWEBからタジリでフジワラカワラサキ、タカナシ、ナカガワカミデです。
0:00:47	やはり日本原燃のほうから出席者の紹介及び議題の構成の説明をお願いします。
0:00:54	日本原燃オオバです。本日のですね。日本原燃6ヶ所側の出席者へとオオバ以外でスズキeスガワラaミウラ粗っぽくでオオシナaオオハシセガワ、イセダ、メキeカメオカ
0:01:13	まだワカマツaトビナイフクイというメンバーで対応させていただきます。
0:01:19	本日は前回前々回のヒアリングを踏まえまして尤度裕度9月ですね、作業法線確認させていただきましたので、それに応じて渠結局後の整備を行って参りましたので、それについて御説明させていただきたいのと、
0:01:37	あと共用廃棄物の共用に関しましては、こちらもヒアリングを踏まえまして許容の範囲の考え方を検討して参りますので、そちらについて御説明をさせていただきますと考えています。以上です。
0:01:51	ありがとうございます。
0:01:55	それでは担当して議題が店担当者から説明をお願いします。
0:02:04	はい。日本原燃の小暮でございます。それではまず有毒ガス防護の観点から来許可における有毒ガス防護対策の妥当性確認についてという資料で説明させていただきます。
0:02:18	まず、現在その有毒ガス防護対策の妥当性確認の資料の作成方針及び現在までの状況ですけれども、
0:02:27	さっき、
0:02:28	既許可の申請書に対して幅広く有毒ガス防護対策について抽出するためにですよっていうのは映像とか移せたりをしないですか。
0:02:41	資料の増って移ったりしますか。
0:02:44	あっちすいませんちょっと今日資料の増するような準備をしていなかったんですけれども、
0:02:51	提出したやつに基づいてということじゃ状況わかりました規制庁取出した。はい、すいません。
0:02:59	はい。日本、

0:03:01	日本原燃の小出でございます。続けさせていただきます。
0:03:06	まずa申請書のほうですね有毒ガス防護に関わる項目について別紙1に抽出を行いました。その次にですねこの別紙1の中から、規則等の条文単位で関係のある箇所をまとめたものが別紙2、
0:03:23	の形になっております。最後の別紙2のほうで長文担当条文単位でまとめましたので、それに関して、融度バス防護について既許可での記載と今回確認を行った内容について比較を行いまして、
0:03:41	既許可の有毒ガス防護に対する対策は妥当であるということを確認しております。このうち、別紙1申請書の中のピックアップにつきましては
0:03:54	1と2に書いてあります通り幅広に抽出するためにですね、尤度が数というようなキーワードだけではなくて作業員に影響を及ぼすたい機能先日おとという観点で幅広にピックアップしております。
0:04:10	また対策に関しましても有毒ガス防護対策として行うというふうに記載してる下のAからDまでの対応で同様の対応を行うようなものについてピックアップをしました。
0:04:25	このようなピックアップしまして内容の確認を行った結果ですねすみません、2ページ目に行きまして、2ページ目をこの2二つのポツで書いてあるような通り既許可において確認した影響評価の結果が妥当であるということを確認しました。
0:04:44	もう一つはですね制御室等に
0:04:47	有毒ガスの発生を検出するための装置等は再処理施設においては、有毒学生対象となる有毒ガスの発生原因が存在しないということを確認しまして設置不要であるということを確認しました。これを踏まえまして、
0:05:02	後程説明しますけども整理資料のほうを再構成して整理し直しまして、それを18日までに提出それでもってヒアリングを行わせていただいて、28日、6月28日に審査会合で、
0:05:17	説明をさせていただきたいというようなことを考えております。では早速、別紙1から3の中身について説明させていただきますが、
0:05:27	次3ページのほうを見ていただきまして、これが申請書は別紙1のところで、申請書の部分とか、添付書類6の6について尤度が坪に変わる項目があるかないかというところで、
0:05:43	マルバツをつけましてさらにその丸となったところについては関係する条文がどこかというところも示しております。これを変性症全体について抽出ということで実施しました。
0:05:56	それをまとめたのがですね通し番号の106ページに少し飛びますけれども、別紙2になります。
0:06:05	別紙2のところではですね基準規則

0:06:09	の条文ごとにですね別紙 1 でまとめた結果を条文ごとにまとめて、内容としては向上 29 条は有毒ガスの中で特に火災による環境の悪化というのがありますのでそこをピックアップしました。
0:06:27	窮状に関しては、尤度が数値そのものだったり、化学物質の漏えい火山といった発生事象線選定というのがありますねそれがピックアップされております。12 条についても薬品の漏えいの観点から、それと漏えい化学薬品の漏えい拡大防止という観点で対策を講じられてます。
0:06:47	そうでそこがピックアップされております。
0:06:50	20 条 26 条 44 条 46 条につきましては有毒ガスに対する運転員等の防護が書かれて、県装置が関わってきますので、それがピックアップされた形になっております。
0:07:04	27 条 47 条につきましては有毒ガス発生時の連絡手段を通信連絡設備を用いて行うという観点でピックアップされてます。
0:07:14	29 条 33 条につきましては重大事故の対策を行う上での作業環境と観点で、ここに記載がありますのでそれがピックアップされています。最後に、技術的能力の審査基準に関わるのところ、これにつきましては、
0:07:30	重大事故対策の成立性作業環境に対する防護と重大事故対策の成立性が記載されておりますのでそのようにピックアップされております。
0:07:39	ここの別紙 2 でピックアップされたものについて、別紙 3 を作るというような形になっておりまして、別紙 3 の中から幾つか内容を説明させていただきたいと思います。通し番号の 127 ページをご覧ください。
0:08:01	これはですねこのページはですね第 9 条、外部からの衝撃による損傷の防止の中で一番左のところに有毒ガスというところで書いてある、ありますけれども、裕度はその観点で記載された申請書の内容を
0:08:17	ピックアップされてきたものです。
0:08:20	これに関して有毒ガスの発生現場を対象者検知手段防護対策という観点で、中身を確認しましてきて、一番右の欄に、既許可の対応でどのように書いてあるか、それに対して今回の評価で、
0:08:37	どのように判断したことで、その判断に基づいて既許可への影響というものを判断しております。
0:08:47	第 9 条の有毒ガスに関しましては
0:08:51	既許可の中で有毒ガスの発生原因として 6 ヶ所ウラン濃縮工場からの漏えいに対する有毒ガス等、三つ挙げられておりますが、これらの影響有無にかかわらず、防護対策として換気設備の隔離であったり、
0:09:10	ガス換気設備のかといったものを対策するというように既許可のほうで整理しております。これに対してですね今回確認を行いました、ここ、確認を行いました、具体的に石油備蓄基地など、

0:09:27	ここに書かれたもの以外の特性はしておりますけれども、9 は同様の防護対策をとるという設計方針に変更ありませんので、申請書への変更というのはないというように整理しております。
0:09:43	次 128 ページ目についていただきまして、右の欄の真ん中辺りに整理しようで具体化する事項というところが書いておりますけれども、9 条に関してはこのように整理をしまして申請書を反映しなければいけない事項というものをものは、
0:10:00	なかったんですけれども、先ほど申しあげました通り、具体的に特定した発生原因等の情報については整理資料のほうで整理して具体化するということを考えております。
0:10:15	次の例としまして第 20 条の 20 条のところを見ていただきます。はいと思います。145 ページをご覧ください。
0:10:27	145 ページはですね、第 20 条と併せて第 44 条も同じ漆器許可の並びで記載しておりますのであわせて記載しておりますけれども、第 20 条に関して適用可能対応としましては、
0:10:43	有毒ガスの発生原因に対しては先ほどの第 9 条でピックアップされたような事象が記載されております。それに対して防護対策も記載されております。これも先ほどの 9 条と同じように、
0:10:59	今回の評価での妥当性というものを確認しました。その結果ですね有毒ガスに対して県、
0:11:07	防護対策をとるところは変わりませんので基本的には、
0:11:12	する時許可の設計方針から変更はないというふうに考えておりますけれども 1 点だけ有毒ガスに対して検出装置を設けるという要求が基準規則の中で新たに加わっていますので、それに対する設計方針を申請書に追加する必要があると。
0:11:30	いうふうに判断しております。その変更内容という変更申請書の変更内容というのが、真ん中の欄ですね、に記載されているものになっております。
0:11:44	次に 149 ページのほうに
0:11:48	飛びまして先ほどの 145 ページのところはですねしてき許可の本文のところなんですけれども、ここは添付書類 6 の適合のための設計方針を期待したところになりまして、先ほど申しあげました通り既許可から大差が第 20 条第 1、
0:12:07	参考の第 1、1 号が追加になっておりましてこれに対する設計方針として、
0:12:13	添付書類 6 のほうへですね記載をしております、内容としましては、尤度がそれに対して運転員に対する運転員の呼吸の中の濃度を確認したしましたところ、

0:12:30	検出装置が不要であると、要は運転員に対して影響がないということが確認できましたので、検出装置などが不要であることを個々の適合性とのための設計方針のところに記載しております。以上のところが 20 条での変更になるというふうに考えているところでありまして、これは、
0:12:50	同じように要求が追加された 26 条、緊急時対策所においても同じというふうに考えております。
0:12:57	最後ですが、次は技術的能力に関するところを説明させていただきます。通し番号 203 ページをご覧ください。
0:13:10	ここが技術的能力の部分でございましてこれ技術的能力に関してもですね。
0:13:18	いう有毒ガスに対する重大事故の防護については、既許可の中で必要な方支援、具体的に言いますと、防護具を着用するですとかですね。で有毒ガス防護のために複数のアクセスルートを確保するとか、そういったことが記載されておりますので、
0:13:35	これについても
0:13:37	当有毒ガス防護は十分
0:13:41	違うの中で反映されているというふうに認識しております。ただし、豊島も 222 ページのところに審査基準の要求事項に対して、
0:13:52	設計方針が定まって記載されている部分があるんですがその部分に対して有毒ガスの要求を明記していないということがありますので、内容としては技術的能力の既許可の中に、
0:14:09	設計方針ちりばめられているんですがその部分が明記されていないということで記載の横並びを図るためにも、この部分は申請書の反映が必要というふうに考えております。
0:14:21	別紙 1 から 3 の説明は以上になりましてそれをまとめましたのが、
0:14:28	別の資料で有毒ガス防護に関わる申請対象及び申請書整理資料への反映についてという。資料のほうでまとめております。
0:14:39	この 2 ポツのところで、先ほども述べました通り今回の申請で確認した事項はこの①と②の二つ、
0:14:48	それに対して 3 ポツのところで確認した結果とそれの申請書への反映方針というところで記載しておりまして、まず 3 ポツの①が新規要求というふうに我々考えているもの、これが先ほど言った第 20 条と第 26 条の
0:15:04	有毒ガスの検出装置に対する追加要求
0:15:07	これについては申請書のほうに反映して検査対象になるというふうに考えております。②についてはこれが先ほど申請審査基準の技術的能力の中で有毒ガスに関わる措置について記載されていたところについては内容として設計よ。

0:15:27	設計方針の中に反映されているというふうには判断しておりますけれども、内容的に横並びとして記載を明確化すべきというふうに判断しまして、これも対象になってますがこれは先ほど述べた通り申請書の記載の明確化というような位置付けだと考えております。
0:15:46	あそこでさらに③番で既許可で対策等が不足していると、今回別紙3を作って判断されたものについては、これも審査対象だというふうに考えておりましたが、別紙3を確認した結果、この対象がないということを確認しております。
0:16:03	はい。次にこのここでもここまでで評価した結果ですが4ポツのところ整理資料への反映の仕方を説明させていただきます。
0:16:14	今回新旧比較表の確認で整理資料の作成すべきというふうに判断されたのは有毒ガスに対して全般についてまとめられている第9条と
0:16:27	新たな要求があるというふうに判断した第20条第26条で最後に記載の適性が必要というお考えを判断した技術的能力の整理しろ、この四つに関して、すでに提出させていただいている有毒ガス防護の整理仕様の中身。
0:16:45	精査して再構成した上で、ここに反映したいというふうに考えております。
0:16:52	2ページ目っていただきまして再構成の案というところで記載しているのは、この図になり、なっております先ほど述べた通り球場20条26条、技術的能力の各々の整理資料の中にさっき先に提出させてもらっている増加整理資料の構成を
0:17:11	まとめ直して入れるというようなことを考えておまして、9条については有毒ガス全般のところの記載に10条と16条については検知装置が不要であるという判断したその根拠とか、居住性の影響評価で技術的能力については同じく、
0:17:29	屋外の評価点の評価と資機材の具体的内容等について記載させていただきたいというふうに考えております。なおですね真ん中の下のほうに書いて記載しておりますが、通信設備の配備につきましては、新旧表でも整理の中で、
0:17:47	既許可の設計方針対応可能というふうに判断しました、この結果、この通信設備の新たな配備というところについては削除させていただきたいというふうに考えております。
0:18:01	目次の具体的な内容については次ページ以降に記載しております。赤字の部分が変更と今考えてるところでございます。以上です。
0:18:13	規制庁清水です。ありがとうございます。規制庁側から確認事項がございましたらお願いします。

0:18:23	規制庁の田尻です。ちょっとさせて若干ずれたら申し訳ないんですけど一遍整理を確認したいところがありまして、この資料の128ページあり有毒ガスが書かれているところでなんですが、
0:18:37	ちょっとここで整理を確認したいところがありまして、128だとか、
0:18:48	ここで整理資料で具体化する事項というのを抱えていて、要は
0:18:56	空き家2の配置とかそんな話書かれてるかと思うんですけど、これ20条のところでは感知器の感知してから検知器の話をすると思うんですけど、結局検知器の方ほうに関して言うと、検知器は要りませんよという結論になると思うんですけど、それを担保する事項の一つになっているのかどうかといった様は
0:19:16	検知器を設置しないための運用として申請書で担保すべき事項としてこれがあるのか、それともそういうものではないという位置付けなのかだけちょっと確認しておきたいんですけどえ等の整備資料で具体化するっていう整理になったところだけ説明してください。
0:19:35	日本原燃お声でございます。このところで整理資料で具体化する事項という言っているところについてはですね申請書の中で通信連絡というものが今日明確に記載されておりますので、その部分で担保しますがその具体的なところは整理資料のほうで、
0:19:55	立ち会い人の配置だったりといったところを記載すると、そういうような設定内容、そういうふうを考えております。以上です。
0:20:07	規制庁田尻です。設備の話というよりはですね今の時点においても外部火災とか竜巻の運用っていうのは申請書の添付とかである程度書かれてることは思っているんですけど、以前からある程度考慮されているとは思っているんですけど、今回有毒ガスの感知っていうのをしようとするときに、要はその感知の代替として、
0:20:27	申請書でタップする手順やヨウ素立ち会いとかの話があると思うんですけど、それっていうのは申請書で担保事項ではないという整理がついたということに設計、
0:20:42	規制庁田尻です。要は何かちょっと感知器をつけないために必要な事項の1要素としてその立ち会いとかっていうのが運用として担保すべき事項でしたっけ、それともそうでもないものでしたっけっていうところで確認したいんですけど。
0:20:56	日本原燃の奥寺でございます。アンチ機に関しましては敷地側にあると提言に対して担保するというものでそれは不要というふうに整理しました。今回のこの立ち会いについては、稼働減だったらここ低減のものでして、
0:21:14	これに関しては、我々と収益としてはすでに既許可の中にある。
0:21:19	記載aのところ担保できるとというような認識です。

0:21:25	以上です。
0:21:28	規制庁田尻です。なぜ既許可の時点で言ってるからっていうんでやこの整理資料で具体化するっていう話が出たので、申請者のほうでは見れないよう整理しようとされているような印象を受けたんですけどそれではなくて申請書として記載はもう十分でやるという判断をした上で整理資料に今細かな話今後の株買い分社化なんかオオオカないですけどそういったところにおいて担保し、
0:21:48	指摘事項整理資料でまとめるという整理をしたということで一応認識しました。その通りでござい。日本原燃の訓練とその通りでございませう。
0:22:04	うん。
0:22:07	規制庁田尻です。あと進めて中身が若干事務的な話になってしまうかもしれないんですけど、別紙地域とそのページ番号を控えてないんで別紙1をお願いしたいんですけど。
0:22:19	もっと前のところこれ試算だと思うんですけど、別紙1があったかと思うんですけど、マルバツルート表が書いてあげてですね。
0:22:40	町タジリスで行ってこれの記載ルールだけ確認しておきたいんですけど、今回、例えば今だと、安全機能を有する施設の火災及び爆発が防止っていうところにだけマルついてて関係条文でPDCAの条項それぞれ抱えたりするとは思うんですけど。
0:22:57	これがだれ項目に丸つけて株項目も全部貼り付けてるやつもあれば、これ見ていなかった頭だけ書けばいいという整理をしたのがいいのか、お金ですけど、微妙に整理がそれぞれ違う気がするんですけど、この丸の意味があるとあと関係条文の各1とかってどう整理ができる実績
0:23:16	日本原燃の小出でございませう。子供アルバックはですね別紙3のほうで、
0:23:23	展開するものをこれですというように丸をつけております。バツをつけたところにつきましても、すべてチェックをしておりますが裕度がそれに関係あるなしというのは確認しておりますが、それをですね別紙3のほうに展開。
0:23:39	それという段階において、必要だというところを考えたところを丸をつけているとこの関係条文で走るとコサクですけど、廃棄されてることが理解できない人が説明するのやめます。
0:23:56	スズキ田なんて今とめたかわかりますか。
0:24:01	はい。
0:24:04	網羅的にここをやれと言ったことに対して網羅的になっていないのではないかとこの質問に対して少し回答が違うという御指摘。
0:24:15	ですからすいません日本原電の鈴木です。
0:24:18	県と規制とコサクですけどスズキさんもわかってないようなもので、もうヒアリングやめましょうか。

0:24:24	これも前回も指摘したところなので、
0:24:27	時どうもさんでも指摘する必要が我々としてはないので、
0:24:31	採用に漏れがあるっていうことを会合で指摘すればいいわけですから、
0:24:39	そちらのチェック機関じゃないので。
0:24:41	やめましょう。
0:24:47	一つだけ品と言うと、
0:24:49	3 ページの 5 条 29 条って書いてあるところの欄を見ると安全機能を有する施設のってなっていること、これは 29 条対応ではありません。
0:25:03	許可を読んでないということがよくわかりました。
0:25:08	以上です。
0:25:12	日本原燃の久世でございます。今の部分をすいませんと説明させていただこうと思っていたのですが、この六法のIAEA1の安全機能を有する施設の火災爆発の防止、これが 29 条に該当しないということは、
0:25:30	認識しております。ここに書いてある書いて関係条文というのはですね別紙 3 の別紙 3 のほうで 5 条と 29 条を一つの新旧比較表として記載しておりますので、そう、その新旧比較表に
0:25:47	展開していますよとそういう意味で記載しております。
0:25:51	他の条文の同じようになっています。
0:25:55	規制庁田尻です。許可やられてる人がそこに入ればご存知だと思うんですけど、ここに安全機能を有する施設の火災爆発の防止があつてちょっとした行ったら重大事故と対象施設への火災及び爆発の防止の話はあるんですよ、なんとして、
0:26:09	なんであのなんでここだけ確認した結果っていうのも含めてどういう表の整理した機器っていうのはまず聞きたかったんですけど、今の説明 1 の
0:26:18	ここで包含しているっていう話で責任という意味でしたっけ。
0:26:41	規制庁田尻です一応言っておくと制御室とかところに関しては項目一つのモデルDBとSAまとめていたりするんでそこに二つ定格のところは理解できるんですけど、火災とかに関して言うと
0:26:54	せっかく申請書において担保既許可申請書において項目分けて中に分けることができたと思うんですけどそこってどう整理してこう書いたんでしたっけって質問でもいいんですけど。
0:27:21	うん。
0:27:22	日本原燃の奥でございます。この整理の仕方についてはですねご指摘の通り、もう少しわかりやすいようにすべきだというふうに考えますが、今回はですね。そういったDBとSAというところを、
0:27:40	分けずに同じ火災というところで一つにまとめてしまったというところがありますという観点では申請書AAに対してもう少し等、

0:27:52	分割して閉記載するというものも考えたいと思います。以上です。
0:28:00	はい。
0:28:01	規制庁田尻です。天才的な話はそれでいいんですけど、先ほどバツのやつもしっかり見たんですっていう話はあったんですけど、下の項目とかを見た上で、今、別紙1から別紙3のリンクとかそういうのをやられてると思っていいんですけど。なんか今要はこの表だけを出されると抜けたのか抜けてないのかも正直判別しづらい表になったなと思ってんですけど。
0:28:26	と日本原燃の原でございます。
0:28:29	ここの控除29条のところの可能性については、えっとですね。(2)番の重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止についても丸を付けるべきだったというのが、回答になります。
0:28:44	具体的な同じ資料の通し番号の110ページをご覧いただきたいのですが、
0:28:55	はい。
0:28:57	110ページの左側の既許可の記載のところでは一番上の
0:29:02	どこどこか今窓がついていた五条の部分、それから、その2段目のところの(2)のところは重大事故の部分ということで、
0:29:14	別紙1のところは窓がついていなかったっていうのが
0:29:20	既許可と既許可の関係はここで整理はしていましたがけれども、別紙1のところ、江藤丸尾
0:29:28	つけへ漏れていたということになります。
0:29:34	以上です。
0:29:39	規制庁田尻率、最終的に物がそろえばあまり何こういうつもりもないんですけど、何か条文によって整理が若干違うかなっていうのはほかでも実は思っていて、今の資料を見せていただいた限りだと、火災のところでは一番上の項目、本文の一つ目の文章に関しては、
0:29:58	連続は裕度場所っていう話が出てなくてもかかるしと思うんですけど、逆に化学薬品の漏えいとかになると、添付資料で有毒ガスの話出てくる場所は、発生されるんですけど本文は特にマルとかもつかないと思うんですけどとかとか何か生理学ができてればそれが着けるかも含めて要はそういうちゃんとしたルールにのっとりながら網羅的にやったんだな。
0:30:18	前提で資料を見ていくんですけど、何か、各条文違う作業してましたっていうとなんか
0:30:24	結局さっきあのちょっとわかりましたけどチェック機能ではないので、ちゃんとやられたんですよっていうところだけはしっかりして欲しいんですけど。

0:30:47	日本原燃の小出でございます。今のその五条の件で言いますとその本文の六法のとこです。ここが、ここはですね、Ricouのところで火災防護設備というのが出てくる、出てきますけれども3段目のところで、
0:31:02	この火災防護設備の中で具体的に当有毒ガスというものが出てきますのでそれを導出するといいますかそれに関連する六法の部分というところで抽出したというのがそういうようなルールで、
0:31:18	やっておるつもりでしたけれども
0:31:24	ちょっとそういった一応ルールとしては今の今説明させていただいたようなルールでやっております。
0:31:39	生協タジリですね、ちょっと今回資料提出遅かったので全部言ってないですけど、原燃として保管所も大丈夫と思っていいですかそしたら本当に1から細かくで見るとですけど若干今の時点で、少なくとも整理がついて内容じゃないかなと思うとこあったんですけど。
0:31:54	とりあえず原燃としては今お話があったように、基本的には有毒ガスに関連するところ及びその頭の文章だけを持って来る雨水なのかな、何か、そういう整理をしているんだらうなっているんだけど、とりあえず理解しました。
0:32:10	日本原燃遅れです。須藤その通りでございます。以上です。
0:32:19	すいません。規制庁カミデです。ちょっと確認したいんですけど今の話で竜巻の
0:32:32	竜巻の中でどこ丸がついてたと思うんですよねすみませんちょっと今、
0:32:38	ページ数はあるのですか。
0:32:52	30ページから
0:33:03	あと30ページの
0:33:08	A1値なの。
0:33:10	14.4で建屋に収納される場を期待できない竜巻防護対象施設っていうのが丸がついていて、これはあんまり有毒ガス関係ないよなと思って中身を見ても生業建屋の換気設備
0:33:27	の話を、それを防護対象としてるんですけど、その説明として、有毒ガス時に、これを切り換えて使うんですみたいな説明書きとして有毒ガス器具ワードが入ってるわけなんですよ。
0:33:45	なので、
0:33:47	意味合いとしてこれが有毒ガスに関係あるかっていう形で抽出されたのではなくて、もっと単純に検索的に有毒ガスっていう田んぼで
0:34:01	この許可を経た検索して拾ってみたっていうだけなの印象を受けたんですけど、その辺って本当にさっき言われたように、上流側も含めて、ちゃんと確認しましたっていうことなんですけど、本当にそういう作業されてますか。

0:34:20	日本原燃の例でございます。ここの部分はですね我々としても入れるかどうかというのは実は悩んだところなんですけれども、幅広にということも考えたときに、二つの観点があると考えて、一つは有毒ガスというそのキーワードでピックアップする。
0:34:39	これも入れるし、先ほどし、説明させていただいた通り上流から下流変更流して必ずしも有毒ガスというキーワードはないですけれども有毒ガス防護に関わるところ、それをピックアップするという、その両方をピックアップしております。
0:34:56	なのでここの部分はピックアップはしましたが、入れるかどうかというのは悩んだ結果、今説明させてもらった通りのやり方で作ろうというようになりましたので、ここは入っております。以上です。
0:35:13	規制庁カミデです。
0:35:16	確かに前広って意味でキーワード的に
0:35:20	広いっていうのもあり悪いですけど、一応中身も見ていると今おっしゃったので、のそういう目で見ていこうと思います。はい。
0:35:35	規制庁側からほかに確認事項ありますでしょうか。
0:35:39	規制庁のフジワラです。
0:35:42	あと、先ほどタジリやカミデなんか等やりとりがあったかと思うんですが、単純なところで同じ表などに添付を本文でマルバツのつけ方が違うっていったところについては、
0:35:57	どうも考えられたのか確認したいんですけれども、本文で言う第 5 表だとか、第 6 表 19 ページ、20 ページのところに書かれているところ、どう、その添付 8 に行って同じ表がついているところの
0:36:15	72 ページとかで丸バツのつけ方が違う理由を教えてください。
0:36:31	日本原燃の奥寺でございます。ほ本文のこの第 5 表、A から以降の技術的能力に関わる手順ですね、天端チームを同じウエイト内容が記載されているという、これは認識しておりますして内容として確認しておりますが今回ここで丸をつけているというのは、
0:36:51	先ほども申し上げました通り、その別紙の 3 の新旧表に展開しているものというところで今丸をつけております。ですのでこの点発の添付資料 8-5 台の 5-1 表 7 なんかを見逃しているというものではございません。以上です。
0:37:14	町フジワラです。わかりました。
0:37:17	この表で関係ありなしって書いてあったのがちょっとわかりづかったんですけれども、その辺の記載の仕方もちょっと工夫をいただけたらと思います。あと 19 ページの
0:37:31	第 5 表の

0:37:33	15 番が 15 っていうのも、
0:37:36	バツがついてるのってその展開するしないっていうだけでバツが
0:37:41	使われているつけられてるっていうことなんですか。
0:38:02	日本原燃のイセダです。時今ご質問ありました 15 分の 15 については確か計測制御に関わることだったと思ってましてそれ以前の蒸発乾固であるとか水素爆発とかであるところの
0:38:17	作業性というところに記載がございますので、ここには記載が該当しないということでバツをつけさせてもらって整理させていただきました。以上です。
0:38:30	規制庁フジワラですから、15 個の就航って計装でした。
0:38:36	送信連絡会と思ってたんですけども、もしかしたら私の確認が間違ってるのかもしれないんですけど。
0:38:42	すいませんはい通信連絡でした。何で他の条文のところに記載があるので、バツというふうにつけさせていただきました。すいません、訂正させていただきます。
0:38:53	規制庁梶原です。わかりました。
0:38:57	生協タジリですね、もう一度だけ確認させて、別紙 1 と別紙 3 の関係がちょっとよくわからなくなっているんですけど、別紙 1 を別紙 3 の上流の作業でいるわけではないんですかね、別紙 3 で入れなかったやつはこっちではバツなんですっていうような配置されるんですけど。
0:39:15	別紙 1 が上流だっていうんだったらこっちで丸つければ当然別紙 3 に書いてあるっていうのが普通なまえがき気がするんですけど、何か別紙 3 が上流のようなお話を先ほどからされてるようけ要らなくスルーですよ、もしくは何か別紙 1 から別紙 3 に行くときなんか別途のフィルターがかかってて、
0:39:33	何か今の図同じものは係数とかそういう作業がどっかに発生している気がするんですけど、そこっていうのは何か資料上見るようになってるんですけど。
0:39:47	日本原燃の奥でございます。先ほども指摘いただきました通りこの別紙 1 の記載の仕方というのはちょっともう、もう少し整理したいと思います。一番最初に説明させていただいたところにこの別紙 1 が上流で、
0:40:03	それ、その中で丸をつけたものを別紙 3 に展開しているところのこのようなじゅ順序になっております。
0:40:14	それがわかるような、この別紙 1 の記載っていうふうにしたいと考えております。
0:40:22	規制庁田尻です。その時に例えば今の手順の 15 分の 15 がいるじゃないですか、こういうっていうのはそれだけ丸がつくのか、それとも、この表性に対するタイミングで同じ記載だからっていつバツがつくのかって言うのとどっちですか。

0:40:38	日本原燃の奥寺でございます。今の溶接整理でいきますと、第5表の別のところに記載がされているので丸ではありますけれども、
0:40:49	新旧表のほうには展開されないとそういうような整理になります。
0:40:54	規制庁田尻です。多分そこらがつて多分認識合わないところが気はするんですけど、これって網羅的にありましたよっていうのは、原燃がやったプロセスをしっかりと洗い出すために作ってくれたんだと思ってるんですけど、要はその
0:41:09	せつかく表あるんですけど、表に見えないところで原燃の判断プロセスが入っていると、結局、その判断を待ってたら治療として間違える気がするんですけどそこっていうのは何かその判断基準がどっかに書いてあるとか、こういう場合はできますよっていう例が書いてあったりとかでしたっけ。
0:41:29	日本原燃の奥寺でございます。それと今の資料ではそう、そういったところまで記載しておりませんので、そこも明らかにした上で、この別紙1のところをきちんと書いてこちらのほうでどういった作業したのかというのを明らかにして、
0:41:47	提出したというふうに考えております。
0:41:52	規制庁田尻です。とりあえずやプロセスは踏んでしっかり作っていただければということでコメントだけしておきます。以上です。
0:42:01	規制庁コサクですけど、今のはどういう方向で
0:42:04	再整理するんですか。
0:42:13	日本原燃の原でございます。すいません、ちょっと声がちょっと小さくて聞こえはいい。
0:42:20	今の話を何か宙ぶらりんで回答だったんですけど。
0:42:27	あそこ。
0:42:29	対応方針がいまいちよくわからなかったもので、どう再整理するのかをもう一度説明してください。
0:42:38	日本原燃の久世でございます。まず一つ目はですね、今回確認してこれ今ちょっと関係あり○関係なしバツと書いてありますけれども、関係ありのところはすべて丸にします。ただ、それに対して、
0:42:54	3、来算段票に新旧比較表に展開しないものについては、理由を明確にしてそれを記載した上で、
0:43:05	記載したというふうに考えております。それが1点でもう1点がこの関係条文につきましても御例えば5条29条というような記載のようにちょっとわかりにくいところもありますので、これはきちんと分割して整理、
0:43:21	分割して記載したいというふうに考えています。これが2点目で3点目ですがその関係或いは関係な間距離という仮定を展開しないかどうかどうかというところですが、それは今2点考えておまして、1点目は、

0:43:37	ほかのところできちんと読め込めるといふのを判断していると判断できるところ、これは先ほど言った通りその理由を説明して新旧表には安定展開しないというふうに考えております。もう一つはですね先ほどの図、第5表と。
0:43:53	他のその添付資料8の資料と同じように同じ記載があるもの、これについても、どこそこと同じですので、新旧表は弁別には展開しないと、そういうような、この2点で整理したいというふうに考えております。以上です。
0:44:13	規制庁コサクです。同じものがあるというものは比較表のところ、その扱いを見てよければ、それと同じ対応っていうことで、
0:44:27	理解はするんですけど、その作業漏れがないように比較表のほうでもリンクを貼っていただくなり何か工夫をしていただけるといいかなと思うと、
0:44:39	あともう一つの他で読めるのでっていうのは本当に読めるのかっていう議論が必要だと思うんですけど。
0:44:46	なぜ比較表に入れようとしなかったのかっていうのはどういうことなんですかね。
0:45:07	日本原燃のこれでございます。おっしゃる通りほかのところ、
0:45:13	似たようなことが書いてあるからというような判断基準ではその判断がたった等かどうかというようなことになると考えます。今回はですね
0:45:25	一応その確認をしまして、同じところに記載は同じような記載があるということでそういうふうなフィルターをかけるということでそれは理由としましては、この申請書の中身でTall1の3ヶ所をすべて
0:45:44	積上げて新旧表を作っていくと膨大なものになるというふうな考えもありましてその部分については別紙1のところ、理由を記載内容確認した上で理由を記載して支援。
0:45:59	新旧表のほうには展開しないというそういうような必要性があるというふうに考えてそういうふうに今説明させていただきました。以上です。
0:46:10	うん。
0:46:13	規制庁コサクですけどすみません
0:46:16	前半で答えられた、どう読めるのかっていうのが説明が不足だという話と、膨大になるのでまとめましたっていう話が相容れない事を連続して言われたのでいまいちどうするのかよくわからない。
0:46:31	ですけど、少なくとも同じものだというのはある何らか、別紙3でも矩そうなものっていうのはほかにもこれとこれとこれがあるんだよということを書いて欲しいといったことと、
0:46:46	同じ対応はしていただければ、まだ
0:46:52	そのあと何らか離れがあるような場合は追っていけるんですけど。
0:46:58	その辺りはどうお考え。
0:47:01	出ますか。

0:47:02	そもそも1ほかで読めるって言ったのは何をメインにして何をその行動ものにするかっていう考えもあるんですけど、どういう状況なんでしょう。
0:47:18	日本原燃の久世でございます。説明が少しすいません、先ほどの言葉では足りなかったんですけども、それ提訴先ほど説明させていただいた通り、どこそこで読めるというようなところに関しましては単純に別紙1。
0:47:38	書かだけじゃなくて起振倒産する別紙3のほうにも展開するということがリンクをつけると、そういったことをして展開するということはやりたいというふうに考えております。ただですねその
0:47:56	この言葉をピックアップした場所をそのまま書くっていうところはそのまま改革のか、それとも
0:48:05	重点的なところとか、あと注目すべきポイントのみを記載してこのように記載しているので、同じですと、そういうような示し方をするのかというのは、工夫したいというふうに考えております。
0:48:21	規制庁コサクです。何らかのどういう状況かわかるようにしていただければと思いますんでもう一つなんですけど、
0:48:30	関係条文のところをちゃんと一対一対応するように書きますと言っていたことはいいんですけど、一方で、そもそもこう書いていたのは別紙3との繋がり、別紙3でどうまとめるかといったことを念頭にと言われていた支店が
0:48:47	わかりにくくなるんじゃないかなと思っていてですね、できれば、別紙3のどこにこの申請書の項目を書いたのかっていうページ数を書くなり、別紙1と別紙3の臨空も
0:49:02	取れるようにしてもらえるといいかなと思うんですけど。
0:49:06	できますか。
0:49:08	日本原燃のこれそれ承知しましたそのように別紙1と別紙3がリンク取れるように作成します。以上です。
0:49:22	規制庁コサクです。今までの話を踏まえると、別紙1別紙3は、対応関係も取れて内容が負っていると。
0:49:35	いうこと、また関係ありとか、その抽出された理由っていうのもわかってリリースしていただくと。
0:49:42	ということなので、
0:49:47	その整理をしていただければ見れるかなあと思うんですけど。
0:49:57	今日、上で、そうすると別紙2がちよっと中には置くんですが、
0:50:03	別紙2はそれのサマリー的に条文として、
0:50:07	というのがマルバツになったかっていうのを、

0:50:12	海底せんいるんですが、別紙の書いてる内容がすごいオッケーなくてですね、別紙 3 で議論したやつがちゃんとこの中にも入ってるのかっていうことになり、よくわからないんですけど。
0:50:26	順番は別のが先なんですけど、この別紙 2 の別紙 3 の関係ってどうなった。
0:50:32	出てくるんでしょうか。
0:50:42	日本原燃の原でございます。今コサクさんがおっしゃったように別紙 2 が今、別紙 1 と別紙 3 の間に入ったその中間の資料になってます。
0:50:53	ただこれからずっとやらなきゃいけないと思っているのは、別紙 3 のその評価、これを総括する。
0:51:02	評価としてまとめていくっていうところをまとめた結果を御説明しないといけないと思ってまして、そういったべしにはですねそういう位置付けの資料に
0:51:17	してここで条文ごとに新旧表での評価結果も、ここで読めるようにするというそういう資料の位置付けに見直したいと思います。以上です。
0:51:31	規制庁コサクです。わかりました。なぜその上ですと、別紙 2 を限ってる内容と別紙 3 年使い切ってる内容っていうので全体的にですね、範囲事項はないとか、
0:51:48	あまり
0:51:50	影響ありませんみたいな表現が多くて、そもそも、
0:51:54	今回の有毒ガスの対応っていうのが、この部分の対応ですと、
0:52:00	ということが今 1
0:52:03	はっきりしないんですけど。
0:52:08	一方で、最初、全体の説明の中では、今回の整理によって許可の内容で対応っていうのは十分であることを確認できました。
0:52:19	言っている事が
0:52:21	兵庫県としてどうもマッチしないというか、こっちラガーす。
0:52:26	読んでそういうふうに理解ができないんですけど。
0:52:29	どういうつもりでこの辺は書かれてるんですかね。
0:52:46	日本原燃の原でございます。
0:52:48	今、先ほどの通り別紙 2 が
0:52:54	別紙 3 の評価の結果をまとめるという資料に位置付けを見直したいと思ってますけども、そうなりますと、例えば別紙 2 の第 20 条の制御室等のところにつきましては、
0:53:08	すいませんと通し番号の 107 ページのところでは、
0:53:12	第 20 条の制御室等のところにつきましては、今は右の確認結果の欄にですね、第 3 項 1 号に検知器の要求が追加されたので関係するというような関係ありなしの説明しか書いておりませんので、

0:53:30	ここは閉等新旧表での整理結果を持って見地検知器がいらないと判断しましたというところまで、当評価として、択というイメージを今持っております。
0:53:43	以上です。
0:54:03	規制庁コサクです。そうな別侵入をそういう形で書いて書き込んでいくという観点からすると別紙3の書きぶりってということになるんですけど。
0:54:18	一番メインの整備業者数のところで、
0:54:23	いうと何ページからになりますか。
0:54:43	もう一つ、日本原電の原です。20条は、
0:54:47	通し番号の145ページです。
0:54:50	ただ、145ページからです。
0:54:53	はい、規制庁コサクです。145ページ。
0:54:57	のところを見ていくとですね。
0:55:02	ここは新旧を入れて、例示として入れていただいているところなんですけど。
0:55:11	この変更内容っていうのはあれですか。今回今申請しているものという位置付けなのか。
0:55:18	今回の整理においてどうあるべきかっていうことで考え直したものなのかっていうのはどっちですか。
0:55:28	原燃原でございます。
0:55:30	後者です。今回の整理結果を見直して考え直したものでございます。
0:55:37	規制庁コサクです。そうしたときに、
0:55:41	なんでここに追加しようとしたのか、ほかの部分でどう書かれているかっていうその構造の考えっていうのは、
0:55:50	聳整理されてますか。
0:56:04	日本原燃の奥でございます。この145ページのこの部分に関しましては、規則に対する裏返しとして設計要求に対してこういう設計方針にしますというところをここで記載しております。ですので、
0:56:20	検知器に対する設計をする設計要件に対する設計方針も、この並びで記載してますしております。
0:56:29	規制庁コサクですけど、そこがよくわからなくてですね検知器だけのために、なんでこんなに、
0:56:37	いろいろと書いてあるのかということなんですけど。
0:56:42	一定期間とどまりというのが書いてありますけどそれは別の場所にも書いてあるんですよ。
0:56:52	もともとそれは要求事項のはずなので、
0:56:56	そこの記載事項とどういう関係にあるのかっていう精査もできてるんですか。

0:57:08	日本原燃遅れてございます。この一定期間とどまりという例でいえば第20条のTHAI3 法定記載されているもんでしてそれに対して、第1号に対しては今ここの四角で囲んだところで第2号に関しましてはもっとファンももともとその
0:57:27	1号2号の分け方なかったんですけど、第2号の
0:57:31	ことに関しては枠の下のほうで書かれていること、ということで第3号の共通するところは上にも下にも書いたとそういうような整理をしました。
0:58:00	ただし、
0:58:10	ちょっと達成とコサクです。ちょっと頭の整理をするのにちょっと戻りますけど、今まで書いてある場所は別紙1だとどこですか。
0:58:56	日本原燃のほうでございます。
0:58:59	はい。
0:59:01	通し番号4ページの
0:59:03	中段上の関係条文20条44条。
0:59:10	の
0:59:11	○をつけているところでございます。
0:59:41	ただ、
0:59:48	うん。
0:59:55	規制庁コサクです。
0:59:58	本文一般構造の中の
1:00:03	条文を並べているところでの最初に制御室が出てくるところということで理解しました。
1:00:11	それで、
1:00:19	その関係で145ページ146ページに、
1:00:27	書いてある許可の部分っていうのはこれで1基ですか。
1:01:02	そうですします。
1:01:13	日本原燃のほうでございます。申し訳ありません、御質問の意識というのはどういう意味でしょうか。
1:01:22	一石って日本語がわからないということで言うと私もすみません、日本語が上手じゃなくて、説明できないんですけど。
1:01:34	合わせて日本原燃の原でございます。
1:01:41	営業室等のところの記載は閉局申請書の添そこの制御室等の項目の記載はすべてCOCOこちらの新旧表には入れてございます。
1:01:57	規制庁と一部一部外科一部括弧ア、
1:02:01	一部括弧で約
1:02:03	としているところは、すみません
1:02:06	略した部分もございます。

1:02:09	規制庁コサクですと例えば役立ってるんですか。
1:02:20	日本原燃の原でございます。今回のその有毒ガスのその観点からは少し関係がないというような判断で訳しました。
1:02:33	以上です。
1:02:35	規制庁の田尻です。一応確認したいんですがその略っていうところには確かドップラ外部事象の話とかは書かれているところの前の文章で
1:02:47	今見てる限りのパラメーター監視ではそういう一般ロック一般則が書いてるだけっちゃうことなんだと思うんですけど、何か無駄に産業とかだけじゃなくしたりするぐらいだったら変えてしまえばいいんじゃないかという気もするんですけど、要は文章なので、一連の流れの中でどこに書くかっちゃう話はどうしても整理しなきゃいけないと思っていて、
1:03:05	だからやたらめったら外国で関係ないと全部書けとまで言わないんですけど、今回のメイン条文である制御室とか緊対所とかに関して言うと、いちいち略図必要もないんじゃないかなっていう気はするんですけどそのあたりって何かほかのところだけ略したりしてるんでしたっけ。
1:03:22	日本原燃の原でございます。次へと大差ご指摘を統一の警報装置とかパラメータのところの記載で約しましたけども、御指摘の通り、今回
1:03:35	記載を変更する重要な部分でしたので、ここは全部
1:03:42	今日表現というかここに記載すべきだったと思いますので、そちらは修正をいたします。
1:03:49	その他部分部分で省略してるところありますけども、
1:03:56	ちょっと余りにもその関係のないところが長く記載されているところはやっぱり略しながら注としてあまり君。
1:04:05	大事なところはしっかりわかるような資料として一度ちょっとあの見直しはかけたいと思います。以上です。
1:04:15	規制庁の古作です。この辺りですね見ていかないと。
1:04:20	この場所に書くのが適切かっていうようなことが全くわからないんですね、さらに言うと別紙3でその議論をしきれんかっていうとそうでもなくて、新基準適合の審査の時は整理資料の中で、
1:04:37	条文との対応関係とか本文事項添付書類記載事項と、
1:04:43	いうことを網羅して整理をしてどこに何を書くべきかっていうことがまとめられているということなので、そこまで含めて作業して、
1:04:54	チェッカー一個々にこういうふうを書くのがいいですねと。
1:04:59	いうことが見えるようにしていただきたいと思っています。
1:05:05	そうするとですね、ちょっと話が急に飛んで申し訳ないんですけど、もう一つの資料、
1:05:11	を見ると、

1:05:18	7 ページで、
1:05:20	目次案。
1:05:22	はい。
1:05:24	学びすみません、目次案自体が 3 ページから
1:05:28	それぞれついているんですけど。
1:05:33	救助 20 条だと 6 ページからですかね。
1:05:40	で、
1:05:41	こうするんで、
1:05:45	1 ポツ 1 ポツに、1 ポツさん。
1:05:53	2 ポツというものを反映していくと言われてる中で見えるようになってくると思えばいいですか。
1:06:07	日本原燃の原でございます。おっしゃる通りです。
1:06:11	ここの整理表の中で御説明したいと考えております。
1:06:17	規制庁コサクです。その資料が 18 日に出てくるっていいでしょうか。
1:06:27	NEAハラでございます通りです。
1:06:33	へえ。
1:06:40	規制庁川崎です。ちょっと今の点で確認したいんですが、
1:06:47	ネットマ目次案。
1:06:49	等いろいろあるかと思うんですけど、資料の中で、通信設備の説明がちょっと今日の中ではあまり出てきてなかったかと思うんですけど、融資審査会での説明。
1:07:04	これはどういう形で行う予定でしょうか。
1:07:24	日本原燃の小出でございます。通信設備の話につきましては新旧比較表、別紙 3 の新旧比較表の中で検知手段だったりことは午後対策の中でどういう伝達をするかと、そういったところで、
1:07:40	出すということに今しております正しいそれは、それらは時許可のほうで透水整理済みという隻方針として影響がないということをこの別紙のところで判断しておりますので、具体的なその手順のところは先ほども説明しました通り、
1:07:59	整理資料の中に展開してその中で通信設備のことについてもっと出てくると出すというふうに考えております。
1:08:11	規制庁川崎です。今日次案であったりとかその前のページで整理資料構成なんなどこへと見せていただいている中だと思んですけど、その中で今具体的にその整理しようでも御説明をという話ば
1:08:28	どう例えばどういったところで御説明されるイメージできればいいですかね。

1:08:35	日本原燃遅れてございます。20 条の例で言いますと、この
1:08:42	すいません 20 すいません球場で球場で言いますと、新たに補足説明資料として 5-10 などの連絡等による検知とこの部分について記載するというふうに今考えておりましたこの中に出てくる出すと。
1:09:00	のように今考えております。
1:09:03	規制庁川崎です。状況は理解しましたが、ちょっと一方で、そういう意味ではその今の別紙 3 の所馬鹿なしも含めてちょっと通信ってよくわからなくなって、
1:09:17	この話の確認後、
1:09:20	ちょっと事実関係だけしたいんですけど、ちょっと話の流れが違うようでしたらちょっと的。
1:09:26	規制庁側から言っていただければと思うんですけど、
1:09:30	例えば、別紙 3 とかの中だと今おっしゃったように通信については、許可のところから変更がないという形での資料が出されていると理解していますので、そうしたときに、
1:09:46	実際の有毒ガス対応にあたっての
1:09:50	えっと通信連絡設備の位置付けなり使用方法なりっていうのはどういう形になるのかなっていうのが多分つか別紙 3 の中である程度語られた上で別途個別の整理資料にも、
1:10:06	建築との関係で出てくるというイメージを持ったんですけども、ものとしては何を使うのか。
1:10:14	手順としては、
1:10:17	今までと同じで足りるというのをどういうふうに説明されてるのか教えてください。
1:10:32	日本原燃の原でございます。
1:10:35	具体的には、
1:10:38	薬品のタンクローリーに立ち会い人をつけて検討するという対応の中で立ち会い人が
1:10:45	タンクローリーから薬品の漏えいを発見しましたら、中央制御室に連絡するということで、通信連絡設備を使用いたします。
1:10:54	都市連絡設備としては、当局からの所内連絡設備だったり、障害連絡設備こちらを使うということで考えております。
1:11:07	規制庁合わせです。はい。
1:11:10	はい。
1:11:12	ちょっと規制庁カワラサキですが、
1:11:16	通信連絡設備を使うっていうのはその通りで、今の資料にも例えばそういう記載が別紙 3 に、

1:11:23	様々書かれていて、
1:11:26	一番最初に出てくるところだと、さっきの制御室とかの絡みで言った。
1:11:32	100 通して言うと 146 辺りですかね、そこら辺から何も書かれていたり、
1:11:39	それをんですけど。
1:11:41	その説明も見ると、結局、
1:11:45	企画通信連絡設備を使うの別途連絡を行うできる設計であって、影響がないという。
1:11:54	ことが書かれていた上で申請書への反映事項はないと書かれていたんですけど、なぜそういえるんでしょうか。
1:12:03	あと、
1:12:17	日本原燃のオオシナです。先ほどの御質問について回答いたしますと、今回あの有毒ガスの対応として等を行うことは基本的にアマノ一部
1:12:33	20 条と。
1:12:34	26 条で追加要件があるものの、基本的には、
1:12:40	許可の設計方針で記載しているところに対応可能な対策ですと、
1:12:46	というのが、
1:12:48	まずございますんでそれに対して、その検知に推進設備を使うというような説明をさせていただいて、
1:12:57	補正ますが、
1:12:59	これについても、あわせてですね、ちょっと話がされてないのでちょっともうちょっと具体的にくっついていくと所内通信連絡設備なり、障害通信連絡設備のうち、今回どの設備が有毒ガス用途に使用されると想定されているのか或いはそれはすべてなのかという
1:13:17	御説明がまずないと、あと以前の御説明だと立ち会いについては、新たに設備を配備してというような説明もありましたので、それとの関係でいうと、立ち会いには何の設備使うのかとか、そこら辺の別途台数が足りているのか、或いはその
1:13:33	手順なりフローなりで、そこら辺が多分 47 条設備を使うのかとかも含めて全く別、ちょっとわからないので教えて欲しいというその具体お話をお願いします。
1:13:49	日本原燃のオオシナで性と先ほどのご質問に回答させていただきます。
1:13:54	具体的に使う通信設備は社内通信連絡設備で行っていきますと、
1:14:01	ただ携帯電話でしたり、ページング装置、
1:14:05	また一般の加入電話といったようなものを使って各所に連絡することで考えてございます。また立ち会い人といましては、ちょっと
1:14:19	屋外で通信設備を使う必要がございますので、

1:14:24	所外通信連絡設備の衛星携帯電話といったものを使うことで考えてございます。またこの体制については、他条では記載をして、
1:14:37	ございませんが、
1:14:38	立ち会い人に
1:14:41	使っていただくということを考えると、体制については許可で想定していたものよりも超えるものというふうに考えて、
1:14:49	ございます。
1:14:53	規程とカワラサキです。使う設備はそういったところなのだろうなとは思ってはいたんですけども。
1:15:00	それってこの別途別紙 3 の申請書への反映事項はないという説明の中でどこで示される予定だったか、或いはそのここではないとしたらどの資料で、それを示すおつもりなのかというのがちょっとわからないというところがあって、
1:15:16	あと、別紙 3 の中でも、具体の機会だと多分 107、180 ページ以降ですか。
1:15:24	であったりとか、
1:15:26	2 に記載があるかと思うんですけど、例えばその 100、80 ページぐらいの期待を見てみると、
1:15:35	或いはそのもうちょっと前から見ていくと、なんかの特にそういう理由がですね。
1:15:40	今言ったような
1:15:42	ところも含めて、先ほど
1:15:46	冒頭でやったその一般論的な記載だけであって、
1:15:50	何ら説明がなされてないというのが、
1:15:54	わかかわからないと言っとってことです。なのでどこで御説明されるべきなのかをちょっと教えていただきます教えていただいて、
1:16:03	別紙 3 は、その上でどうするのかっていうのを教えてください。
1:16:10	日本原燃の芳賀でございます。通し番号の 179 ページのところ、
1:16:16	通信連絡設備のことに関しては、検知と手順体制の中で、
1:16:25	整理資料で御説明する事項としてピックアップしております、
1:16:32	ですので当セッションに反映する資料の中で御説明したいというふうに考えています。
1:16:39	以上です。
1:16:42	規制庁川崎です。今のおっしゃったところについては理解しました正規資料でご説明いただけると、ただその上で試算なんですけれども、別紙 3 については、輝緑岩と通信連絡設備の設計方針に影響なくと書いてあるんですけども。

1:17:00	実際損保先ほどあの衛星電話という話がありましたけども、それで多分SAとして代替通信として設けていたものっていう理解ですよね。だとしたが、この資料でいうと、
1:17:15	代替通信に対してどういった
1:17:18	影響があるのかと、あとはそのTPPのものも使うと思いますので、PPのものについて、どういった影響があるのかといったそれぞれの説明が別途個別に入ると多分説明ができてないと思っていて、47条の設備を使うとしたらSAの設備との兼用、
1:17:35	兼用というか、同時に使うというようなことも考えられるところ、実際にその後ろのほうに行くはずつであったりとか仕事であったりとかも、例えば
1:17:47	dBの鉄塔設備一覧だけが示されているっていうのが一番顕著なんですけど、例えば182ページ辺りに大体通信連絡設備の一覧で確定せえ性だけが当先リストが乗っかっていて、
1:18:03	dBの都市型のリストが載ってなかったりとかで全く右側の欄に説明をされていないといったところですね、通信に対してどういった考え方で許可がで満足しているといったところがですね、また、
1:18:18	説明されていないのではないかとちょっと思っていました。ですのでちょっと今言ったようなことも含めて、結局その47条の設備を使うということでしたら、このSAの手順との関係はどうなのかといったところも一切今はあまりわからないような状態になっていると思いますので、
1:18:35	そういったところを
1:18:38	3でなければ、整理した中で、今後御説明いただきたいと思いますが、今の認識はいかがでしょうか。
1:18:53	日本原燃の原でございますというところがその対応で使う通信連絡設備は何か
1:19:00	使う設備、設備を使うことによって既許可のところのような影響がないか、そこについて、御説明できるように準備したいと思います。以上です。
1:19:15	規制庁川崎です。よろしくお願ひします。
1:19:18	規制庁コサクですけど、今の対応するにあたってっていうことにもなるかと思うんですけどちょっともう少し入口に戻るとですね。
1:19:28	新基準適合のときに、外部事象に対してどういう通信連絡をして対応するかということについて整理資料ではどうなっていたんでしょうか。
1:19:42	物がそこであるのであれば、そこに追加をするっていうことであって、わざわざ
1:19:50	5-10ということで、新設するということでもないような気がするんですけど、その辺りはどうなってますか。
1:20:25	日本原燃の久米田です。

1:20:27	次にですね、法務相につきましては、事務所がありましてですねその中身によるガスの項目がありますので、そこにですね。ええと、補足説明資料の読み込みを行いまして、でその補足説明資料として、今回、
1:20:45	検討している内容ですね、そこに用意したいという形で考えてございます。
1:20:52	規制庁コサクです。ちょっと説明がよくわからなかったんですけど。
1:20:56	まず単純に新基準適合のときに、
1:21:01	外部事象への対応としての通信連絡はどこに書かれてましたか。
1:21:20	日本原燃のオオシナです。
1:21:23	既許可における整理資料の記載といたしましてええと通信連絡設備の 20年、20。
1:21:31	7条または 47条では
1:21:35	す。
1:21:38	規則要求に対する設計方針等の通信連絡設備の記載をさせていただいてございますが、外部事象に対してこういうふうを使うというふうな記載は現状して、
1:21:50	ございませんでした。
1:21:54	規制庁コサクです。今の通信連絡のほうで書いてないんであったら、外部事象のほうではどうですか。
1:22:05	はい。
1:22:07	日本原燃の鷲尾でございます。
1:22:09	9条のほうでも連絡をする揺るがすの影響があったときに連絡をとるというようなこと言うようなことは会計はありますが、通信連絡設備として何を使うというような連絡設備を特定するような記載はしておりません。
1:22:32	規制庁コサクですけど。
1:22:35	その状況で、なんで1許可の範疇でいいんだってという説明が成り立つんですか。
1:23:04	日本原燃の原でございます。
1:23:07	ちょっと今その外部事象に対しての通信連絡設備の仕様のところ、がんの通信連絡設備を使うかというところの整理が今御説明できる状況には、
1:23:24	ありませんので、今回の有毒ガスの対応の中で、
1:23:30	通信連絡設備を
1:23:32	何を使って、そういう使うことによる影響というのがどう休会に対する影響はどうかというところは別途御説明をさせていただきたいと思います。経理指導の方で具体化して別途御説明させていただきたいと思います。
1:23:48	以上です。

1:23:51	規制庁コサクですけど、なんで今そういう話をしてるかっていうと整理資料で説明させていただきますというときにどこの政治資料の場所で説明いただくのが適切かということはどう考えてるのかっていうことを聞きたくて、
1:24:09	聞いているので、
1:24:11	その回答の次の質問をしてるんですよ。
1:24:21	もし考えてるんだとしてっていうことなんですけど、今 5-10 で説明をしたいと言われてましたけど、
1:24:29	これは補足説明資料のナンバーリングっていうのは、このナンバーリングの考えはどういうふうになっていて、どこに対する補足説明等を持っているのかっていうのを説明いただけますか。
1:24:55	日本原燃の原でございますと、この 15-11 につきましては、
1:25:00	系統。
1:25:03	9 条のその整理資料の目次案に対してのご指摘だと理解しましたけども、
1:25:09	あと、
1:25:11	この 15-11 の新規追加する。
1:25:16	補足説明資料につきましては、
1:25:19	9 条の 5 ポツさんの手順等、ここに有毒ガスの対応に関わる手順についての記載がございますので、その補足説明資料として考えておりました。
1:25:33	その中で、通信連絡設備に何をを使うかというところも合わせて御説明したいというふうに考えております。
1:25:40	以上です。規制庁コサクです。そうだとすると、整理資料のほうへの反映の資料の 4 ページ。
1:25:51	の 5 ポツさんが何で赤字下線になってないんですか。
1:26:01	日本原燃の芳賀でございます。そこは赤字下線でここに補足説明資料を追加するということを表現すべきでした。修正、ここでは今水素生成いたします。補足説明資料をつけるということは何らか本体側の資料にも追記なり何なりがあって、
1:26:20	その説明が入るっていう認識でいたんですけど、そうではないんですか。
1:26:26	ただ、
1:26:28	日本原燃の羽田でございます。95 号と 3 の手順等のところには、と有毒ガスが発生したときに制御室の換気設備の隔離をするっていうのは、雨の手順のことが手順を整備する方針が書かれておりましたので、
1:26:44	そこの所則としてこの 15-11 を追加するということを考えておりました。以上です。
1:26:53	規制庁コサクですけど、何かすれ違い答弁で

1:26:58	逆になつたらいいかなと思うんですけど、メーカーですいませんちょっとすれ違いをしてつもりはなかったんですけども、規制庁額ですけど、NVLAP公約に無理ですよ。それでですね、
1:27:13	心配してるというか疑問に思っているのは、現状書いてあるのは、再循環運転への切り換えの手順なんですよ。
1:27:21	でも皆さん言われてるのは、それだけじゃないんですよ。
1:27:26	なのに何で再循環だけでいいっていう判断をしているんでしょうか。
1:27:31	このやりとりになってる一番最初の別紙3の書き方がどうも理解できないと言ってるのも一番大きなポイントはそういうところなんですけど。
1:27:49	日本原燃の原でございますと5ポツさんの手順等のところには、
1:27:56	ところに換気設備の早期隔離のことが記載しております、有毒ガスへの対応のメインの対応としては、換気設備の隔離という
1:28:06	隔離がとめの対策だというふうに考えております。
1:28:10	その換気設備の隔離をするための
1:28:14	稼働減の立ち会い者からの異常発生連絡、
1:28:18	これは補足説明資料として換気の隔離をするための手順の一連の手順の一部として補足説明資料の中で御説明を
1:28:32	きたいというふうに考えておりました。
1:28:35	以上です。
1:28:38	規制庁コサクですけど、
1:28:43	制御室のほうで言うのであれば、それでもまだ理解できるんですけど。
1:28:50	一方で、防毒マスク食うこう配備すると、今回言われているのは、
1:28:59	追加しなくていいっていう判断に改めたっていうことですか。
1:29:04	はい。
1:29:06	はい。
1:29:35	日本原燃の原でございます。
1:29:39	あと、
1:29:40	防毒マスクの配備につきましては、既許可の中でもう防毒マスクの配備の方針が示されているので、そこに変更を加えるものはないというふうに今整理をしています。
1:29:55	いや、もう一つ、はいってとこですけど、それは何ですか。そうなんですっていのをどこで説明するんですか。
1:30:14	はい。
1:30:16	日本原燃の羽田でございます。ちょっと
1:30:20	回答になるかわかりませんが。
1:30:23	ちょっとうまく回答になってない言わしていますけども、防毒マスクの

1:30:28	配備する方針は既許可の中で示されていて、今回有毒ガスの対応として、と吸収缶を一部その種類を具体化するということで考えています。それは、
1:30:44	運用の中で配備数と明確にするということで、
1:30:51	考えておりました。
1:30:53	以上です。
1:30:54	規制庁コサクですけど、運用でっていうのも含めて整理しようっていうのを作られてると思うんですけど。
1:31:02	そこは明確にしようとは思わないんですか、発生原因が特定されるのにその対応については明確にしなくていいですか。
1:31:38	日本原燃の原でございます。すいません時間を要してしまいました申し訳ありません。
1:31:46	申請書整理収集量への反映についてという資料の
1:31:51	中で2ページ目のところで、
1:31:55	防毒マスクの配備につきましては、技術的能力の整理資料中に具体化しますということで書いております。
1:32:05	規制庁コサクですけど、それを疑似的な応力って書いてますけどこれで重大事項ですよ。
1:32:13	設計基準としては整理しなくていいですか。
1:32:19	それとも技術的能力で
1:32:22	でも入れるんですけど。
1:32:48	日本原燃の原でございます。すいません。
1:32:52	提供とSA側でそれぞれ資機材の配備について具体化した子を具体化することを御説明
1:33:02	したいというふうに考えております。それが今の整理資料の目次の構成案の中では、あのSAの技術的能力の方針にしか
1:33:12	その部分を書いておりませんので、DB側でもそういった資料の準備をするということを御説明する資料を準備したいと思います。以上です。
1:33:26	規制庁コサクです。
1:33:29	もう今の話とカバー、これも1例でしかなくて、今回言われているものをすべからず許可のこの部分と関連があるのにか、
1:33:41	この部分で明示的ではないけど内数に入っているはずだから、それを膨らまますのではないかと思うところがことごとく
1:33:51	反映事項はないとかになっちゃっていて、議論されてないと思っています。
1:33:58	なので、
1:34:00	そうそういうのに気づいてもらうために、許可の本文添付さらに政治資料ということをしっかり見てどこが関連するのかと。
1:34:11	いうのを挙げていただいて、ここで、

1:34:16	この対応が読めるんだなと思ったら、そこで今回追加でやったというのが明確にしたほうがいいのかどうかと。
1:34:26	いうのをまとめていただくということであって、
1:34:33	検知器が必要ないっていうのは追加で書かなければいけないところではありますけど。
1:34:39	通信連絡やないやしません。
1:34:43	有毒ガスの発生を
1:34:46	認定してからどうするかといったところの流れっていうのは、すでに物があるという整理をされているわけで、
1:34:55	であれば、そこをどこで読むのかと。
1:34:57	そのようなところの文章どうするのかということをもまず
1:35:01	考えていただきたい。
1:35:03	思ってますんで、話を戻すと、最初の一般構造のところは条文対応ということで、極力要求の順番に沿ってと。
1:35:17	ということ。
1:35:20	は確かにその通りではあるんですけど。
1:35:23	果たしてそれ、それが適切かどうかっていうのは関連するものがいっぱい書かれていますので、その点で整理資料まとめていただいた上で議論をしたいと思っています。
1:35:35	それ以外にも関連していて先ほどのDBとSAの関係っていうのもありますし、
1:35:43	9条と通信連絡という関係もあるんで、
1:35:49	そういうもろもろ考えた上で説明を準備していただきたいと思ってますんで、通信連絡なんですけど。
1:35:57	実は9条とだけではなくて通信連絡でもあまり書いてないのはおっしゃる通りなんですけど、
1:36:06	補足説明資料の中には、現場から退避指示についてっていうものもあったり、何ら関係するものが入ってるんですね。
1:36:18	宣誓書本体のほうは変更する必要がないとしても、
1:36:25	補足としては追加があってもいいんじゃないのかなっていう気もするんですよ。その際にでも球場に入れさせてくれるっていうのはあるのかもしれないんですけど。
1:36:37	通信連絡の方の整理資料の構成を見て、どこに関係するのか、それに対しての補足としてどうあるべきかと。
1:36:46	いうことを考えていただいた上で、その内容として9条でもいいものなのか、通信連絡にも入れたほうがいいのかと。
1:36:55	いうことのを整理して説明いただきたいとおもいます。

1:37:01	ちょっと先ほどのカワラサキのときには、9条でいいですみたいな感じになっちゃいましたけど、
1:37:09	もう一段考えて、改めて対応説明いただきたいと思ってます。よろしくお願ひします。
1:37:18	日本原燃の羽田でございます。承知いたしました。
1:37:42	規制庁コサクですけど、あと、別紙 1.23 については、9条において、融度 9月以外もピックアップしてと。
1:37:55	いうことで挙げられたということなんですけど。
1:38:01	一方で、整理資料のほうに行くと、有毒ガスが書かれている整理資料しか書いてなくて、これ球場目次案と言ってんですけど、9条はもっと細分化して作られていて、これはその他人為の部分だけ阿蘇その他事象だけと。
1:38:18	いう感じになってると。
1:38:21	思うんですが、ほかの整理資料についてはどう考えてるんでしょうか。
1:38:30	そうですね。
1:38:32	日本原燃遅れでございます。今回ええと評価したところはこの別紙 123 のところで、全体として、au増額する以外についてもまとめましたけれども、外部火災とかそういったものについても確認はしましたが、
1:38:50	確認の結果、ネットマ有毒ガスの関係でそこだと期間がに対して影響なしというような判断をしましたので、この今回の整理の中ではこの有毒ガスについて直接的に記載されているその他の事象、ここにまとめて記載するという整理資料の中で期待するというふうに考えております。
1:39:15	はい。
1:39:16	規制庁コサクです。大変申し訳ないんですけど、
1:39:20	もう一度す。その他事象以外のものについての対応方針をどう
1:39:27	説明されているのかっていうのを教えていただけますか。
1:39:32	日本原燃の奥寺でございます。今回の整理ではその他事象以外のその他外部火災だったり買った火山だったりこれらについても有毒ガスの観点と、もうちょっと広い目線をもって確認をしました。
1:39:47	その結果、既許可の中で特段変更すべき案件がないというふうに判断しましたので、それをその別紙 3 のほうに記載されている通りですね、内というふうに判断しましたので、そこに関する整理資料なりは変更不要というように整理しております。
1:40:05	別紙 3 でスクリーニングで止まるということでは理解をしたんですけど、先ほど言ったように外部事象を踏まえた通信連絡をどう変えているのかっていうことについて、その他事象以外に、
1:40:23	の事象において対応することっていうのは結構いっぱいあると思うんですよ。

1:40:29	そういうのを参考にして対応いただきたいなと思ってるんですけど。
1:40:34	その辺りは見ておられますか。それともで試算で終わっちゃってて、見てないということですか。
1:40:48	日本原燃の芳賀でございます。
1:40:52	外部事象の中での
1:40:56	例えばあの火山影響のところの購買予想の話ですかその検知のところ、
1:41:05	類似の
1:41:07	対応があるということは、確認しております通信連絡設備につきましては、
1:41:16	具体的に
1:41:18	ここが共通してるなんていうところ原料ちょっとまた確認できておりません。
1:41:25	以上です。
1:41:27	規制庁コサクですけど、通信連絡設備等行ってなくて、
1:41:32	今お話しされた火山、
1:41:35	の購買のときの手順関係とかっていうところ。
1:41:40	2、そうしてるようなことなので、ある程度見ておられるということなので、
1:41:51	もう直接は整備資料団体出すことはないというのは、委員にしても、
1:41:59	その辺りと整合とって対応いただきたいと思ってますんで火山灰はい。
1:42:09	に対してはボード食うマスクとかってそういうのはないんですけど。
1:42:18	日本原燃の花田でございます。
1:42:21	別紙3のほうで120、通し番号の123ページからが、火山影響について確認した結果を記載しておりますので、その中でちょっと御説明をさせていただきたいと思っておりますけども、
1:42:37	はい。
1:42:41	123ページです。
1:42:47	フクイ
1:42:50	123ページ目からが火山影響についてまとめたもので124ページのところで、
1:42:57	上の緑のところですね。急患対応として求めています、その中で
1:43:07	ここで降下火砕物が侵入しがたいような設計にするとか、と換気の隔離をするとか、そういったところの対応するっていうことを確認しています。
1:43:18	防毒マスクについては
1:43:21	特に記載がなかったというふうに認識しております。以上です。
1:43:31	規制庁コサクです。
1:43:35	F施設はどうなりましたかね。
1:43:52	原燃の香川でございます。
1:43:55	125ページ。

1:43:58	の方。
1:44:00	いただきますと、
1:44:03	緑のところ、いろんな実施して、
1:44:06	おりまして、上から二つ目のセールの下のほうですね、費用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じてから明らかな交通遮断し、運転員への影響防止する設計と
1:44:23	いうふうに記載していることを確認しております。
1:44:26	以上です。
1:44:33	はい。
1:44:35	規制庁コサクですけど。
1:44:37	これ整理資料とかでもうちょっと詳しく書いてないんですか。
1:45:05	日本原燃の橋でございます。整理資料のほうでも基本的には同じようなことは書いてあって、一つとしては居住性評価を参考資料として示しておりまして、二酸化炭素濃度についての評価を参考として載せていた
1:45:27	載せてございます。以上です。
1:45:37	ふうん。
1:45:40	手帳カミデストアの二酸化炭素濃度は制御建屋のことだけですよ。
1:45:48	今開いて、補足 2-6
1:45:52	d、f施設の制御室っていうのは、
1:45:57	一応あって、
1:45:58	163 時間。
1:46:02	操作環境に影響を与えないとかって書いてます。
1:46:17	日本原燃の橋でございます。失礼しました。ええと二酸化炭素濃度の評価はおっしゃる通り、中央制御室のほうだけでした修繕燃料を直接等のほうの制御室については、
1:46:32	外気を遮断するという記載いいのみでございます。以上です。
1:46:39	はい、規制庁の古作ですけど、補足 2-6 はじゃなんですか。
1:46:48	日本原燃の奥寺でございます。補足 2-6 はですね第 29 条の
1:46:57	整理資料の中の補足説明資料でこの中で使用済みの年使用済みの受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響ということで、／以遠だったり、融度ガスだったり、そういったものに対して、外気との連絡を遮断すると。
1:47:15	そのときの影響評価というものをへ記載しております。
1:47:23	はい、規制庁の古作です。それを説明されたんだと思うけど何か撤回されちゃったんでなんだろうなと。
1:47:30	思ったんですけど。
1:47:37	一方で、

1:47:43	都市直下型加振機で適合の精算のときには、所隔離はするんだけど、常時いるわけじゃなくて、レイリーするんでとかっていうので時するときには防毒マスクをつけますとかっていうような話を聞いたような気が。
1:48:01	振るんですけど。
1:48:03	そのあたりは、書類上明確になってなくて運用の世界という形に書類はなってるってことですかね。
1:48:17	日本原燃お答えでございます。おっしゃる通り整理資料の補足説明資料のところにはそのようなそういうふうにするということは明記しておりませんが、運用として、そういった対応は考えておりました。
1:48:39	今回の申請においても扱いは一緒ってことですか。
1:48:48	日本原燃の久世でございます。今回の申請でもお伝えは一緒に闘争するために以前の提出させていただいた資料の中ではとどまる要員に対しても防毒マスクっていうのは、防護具を配備すると。
1:49:06	いう外回りで作業する人以外にもですね、そういったようなことで前マウンテンですとかに防毒マスクを配備するということに説明させていただいてます。
1:49:19	規制庁コサクですけど、やっぱりその説明されてる内容の位置付けがどうあるべきかっていうのをどう
1:49:28	確認するのかなってことでお聞きしてるんですけど。
1:49:55	日本原燃の小暮でございます。
1:49:57	当 20 条に関しましては制御室にとどまる要員に関する条文っていうこともありまして、今説明させていただいた内容っていうのは
1:50:13	そのその他事象全般のことなので、それに関しましては、尤度が相談表してこの第 9 条その他、大分市長、この部分にして記載したいというふうに考えております。
1:50:31	ごめんなさい。規制とコサクですけど、どこにどう記載すると言われたんですか。
1:51:11	副断層、
1:51:13	規制庁コサクですけど、
1:51:19	こういうことにしてますっていう説明を大向知するのではなくて、会話の流れを踏まえて、何故かっていうこととか、元がどういう状況だったからとか、
1:51:33	何かその結論に至る背景情報っていうのを説明いただきたいんですよ。
1:51:41	その中で、それで、もとの方針でいいんですがあったらそういう言い方が正しい。
1:51:47	やりとりの中で方針をちょっと変えようと思うのであれば、
1:51:51	つまりを踏まえて、こういう形に変えますというふうに言っていただければよくて、

1:51:57	そのあたりちょっとはつきりと。
1:52:01	お伝えいただきたいんですけど。
1:52:04	いかがでしょうか。
1:52:17	日本原燃の小出でございます。
1:52:22	今回確認した内容はエースと有毒ガスのことに関して、確認して幅広くその火山の影響とかそういったものも確認しております。その中で防毒換気設備の隔離以外にも、
1:52:38	防毒マスク、そういったものも必要ですというふうに説明しております、それに関しましては第9条のその他の事象、この部分2の補足説明資料の中に、
1:52:51	そういったものも全体を労組の
1:52:56	そうそう火山の影響だったり外部火災そういったものを対応すべて含めて、補足説明資料のこの5-9で今、有毒ガスの発生原因を記載してありますというふうに言っておりますがその次の8000円に対して、
1:53:13	どういった対策をとる具体的にはコードでずっと毎回結論まで何度も聞いているので、何でかっていうのを説明してくださいって今申し上げたんですけど。
1:53:26	なんでそういう説明をしていただけないんですか。
1:53:50	はい。
1:53:52	規制庁の古作です。即答できないならよく考えてください。
1:53:59	特に第9条についてが一番大きいんですけど、相互に関係するものっていうのが多分あって、制御つう緊対の対応とも関係しますし、通信連絡にも関係するし、場合によっては計装にも関係する市と
1:54:15	ということなので、全般的には相互に書くんですね、相互に確認ですけど、それぞれ濃淡があって、適用呼び込んでどういうことになってたと思います。
1:54:27	その状況において、同程度どっちにどう書くべきかという話があり、ただ、今回、一部の変更であるので、直接関係ない条文の整理資料について、手を入れづらいということかもしれませんが、
1:54:44	そうだとすると、
1:54:48	はい。
1:54:50	それ以外の条文についての整理資料の構造を踏まえながら、そこで何を説明する必要があるかというのを考えた上で対応いただきたいので、そういうことが説明できるようになってから資料提示をし、
1:55:05	説明をしていただきたいというふうに思います。
1:55:13	日本原燃音でございます。承知いたしました。
1:55:17	はい。
1:55:27	今日、

1:55:34	規制庁コサクですけど、改めて全体なんですけど、
1:55:41	整理資料の提示というので。今回の資料の更新版っていうだけではなくて、十分かどうかわかりませんが、
1:55:53	各条の整理資料許可の部分から、この部分を
1:55:58	追加変更してということで作ったものを提示を18日にすると。
1:56:05	いうことでしたけど、今の話を踏まえてできるのかどうかということ。
1:56:15	対応して28日に審査会合と言ってますけど。
1:56:20	その対応方針についてどうしていくのかと。
1:56:24	いうことについてお聞かせいただけますか。
1:56:30	ごめんなさいもう一つ別紙1.23の精査版っていうのも、18日でもいいのかということ。
1:56:37	と合わせてお願いします。
1:56:48	日本原燃鈴木でございます。
1:56:50	もともと18日は共同ヒアリングを受けて、それなりにやるのがイメージできたということであったんですが、やることにした日社員自体はイメージはできたというふうに出てきているということの認識はあるんですけども、
1:57:10	大分ちょっと検討確認をしなくてはいけない項目が少し当初よりも増えたかなという認識でございます。
1:57:19	18日に整理資料まで出せるかどうかにつきましては
1:57:26	若干、今、今、率直な印象ですとちょっと厳しいところがあるかなというようなところでございますが、
1:57:33	すいません。
1:57:35	ちょっとここはとって担当者にももう1回確認をさせていただきたいというふうに考えてございますけども、その上でもし出せるということであれば28日ということですがそうでなければ、28日ではなくてできればもう1回その次の
1:57:52	あまりにいろいろこう求めさせていただきたいということでありでスケジュールを先に提出をさせていただきたいとこのように考えているところでございます。
1:58:05	規制庁コサクです。一方ですね、28日の会合は、管理官の方から状況として説明すべきということを言われていてですね。
1:58:17	今日話したようなことも論点だと思うんですよ。その論点をもうヒアリングに1回やっていますので、介護で何らか話をさせていただくと。
1:58:30	いうことはあっているのかなと思ってます。政治資料として耳がそろってなくてもですね。
1:58:37	こういう作業をしていますという説明をさせていただいたところで、もう一度来週ヒアリングの

1:58:46	民がとれると思うので、もう参加になってるんですけど、
1:58:53	その状況で大きく問題がなければ進めてくださいでしょうし、まだ認識のずれがあるのであれば会合でその認識について話をすると。
1:59:03	言う機会になればいいと思いますので、整理資料を作る作業はやっていただきつつ、
1:59:13	今日の資料の骨格概要版っていうんですかね、別紙 23 とかいらないんですけど、123 みたいな要らないんですけど、どういうことをやってるかって言うことを少しまとめていただいて、
1:59:29	それで今日の議論っていうのができるように、
1:59:34	理解した範囲が説明できるようになっていくことですかね。
1:59:38	いうものを
1:59:40	できれば 18 日に出していただきたいと。
1:59:43	整理資料きっちりそれは耳もそろってれば、
1:59:48	わかりやすいんですけど、そろってなくてもその資料があれば、大体作業が進んでいるので進められる状況になってるのかどうかというのは話せると思うので、
2:00:00	そういう対応を考えていただきたいんですけど、よろしいですか。
2:00:05	日本原燃の鈴木でございます。
2:00:08	18 日にですね。はい。
2:00:12	今お客さんの方から言われた資料を含めまして、提出できるものを提出させて今の言われた資料を提出させていただきます。あともう一つ、知事なのですかはすいません、時間をいただきたいということでございましたが今の
2:00:29	ものにつきましては承知でございます。
2:00:36	はい、規制庁の古作です。よろしく申し上げます。
2:00:40	有毒ガスで僕カー確認しときたい、この時点で確認しておきたいことっていうのはある人はいますか。
2:00:51	出ませんフジワラです。ちょっと 1 点だけ確認したいんですけど、
2:00:55	この資料へのばい煙の別途整理資料への反映についてという資料の中の 2 ページ目で具体的な手順及び体制とかで等で 10 で所則活動のための手順及び体制ここで改正の話が出てきてこれを整理資料に、
2:01:13	入れるっていう話があるんですけど、今どこでそれを入れようとしているのかっていうのがあまり、この目次案を見てもピンときてなくて、特に 8 ページなんか見てて、手順書の整備には赤色で点がついているのに、
2:01:29	その一つ飛んで下の体制の整備評価コードで、
2:01:34	示されているところには何もついていなかったりというところで、どこで反映しようと思っているのかちょっと簡単にでいいので説明いただけますか。
2:01:50	はい。

2:01:54	日本原燃の布田でございます。と技術的能力の目次案の今の下線部分、これにつきましては
2:02:03	技術的能力審査基準で、この手順書の整備のところについてに関して等というところが会えに対する手順と体制の整備についての要求事項が追加されましたので、
2:02:17	その基準への適合性の説明をこの(3)のところ追加するということで赤線にしておりました。
2:02:26	具体的な有毒ガスの発生の際の手順と体制の
2:02:34	具体的な部分につきましては、と補足説明資料のほうに展開をするということで考えておりました。
2:02:42	以上です。
2:02:44	町の幌似それ今は、
2:02:47	おっしゃられた補足説明資料はドウトレイですって話って言って、今の資料で確認できますか。
2:02:55	日本原燃の芳賀でございます。
2:02:57	一つ予期せず発生する有毒ガスについては、9ページの1ポツ0の中に、ここに追加をする。
2:03:06	ことを考えておりました。
2:03:19	うん。
2:03:20	規制庁のフジワラ口だけで所則活動については、どこに追加されますか、収束活動については9条のほうの絵と、補足説明資料の
2:03:33	この11に追加をすることを考えておりました。
2:03:44	規制庁のフジワラですね当月的な応力のほうの整理しよう全部覚えてるわけではないので、該当する部分がどこまであったかっていうのはちょっと確認してみないと思いつつも、体制についてはある程度関係してくるところですので、一部、補足説明資料とともに、
2:04:01	収束活動についても一部どこかで別途記載があっただけののかなというふうには思っていますが、いかがですか。
2:04:13	すいません、規制庁の条例で先ほども球場っていろんなところと関係するよねって話があったとあって、それとある意味一緒に、こちらも関係しているんで、9条に書かれるといっても、こちらも関係する箇所として記載されるという理解でいいですかね。
2:04:31	日本原燃の原でございますと、
2:04:35	ここ、技術的能力の整理しようにも追加をするとするということで考えたいと思います。以上です。
2:04:43	上場ですよろしくお願いいたします。

2:04:46	フジワラからは以上です。規制庁コサクですけど、今の点もさっきと一緒に追加するって言うんですけど、もともと
2:04:57	今日、今の手順の整理資料だとすると対応する補足説明資料は 346 なんですね。
2:05:05	で、その中でなんで拡充しないのかっていうのは非常に疑問です。
2:05:15	そこで飛んではいるんですけど、-5にも手順っていうのがありますし、
2:05:20	また、防毒マスクの関係で言えば、ハイフン 6 う装備ということもありますし、
2:05:28	何でもともと書いてある枠っていうのを無視するんだろうっていうのが非常に疑問なんで、改めてよく見て対応してください。
2:05:38	そうそういうことをみずから認識してもらうためにこの作業をした上で作業が
2:05:44	思ったことと違います。
2:05:49	ほかによろしいですか。
2:05:51	規制庁カワラサキですとついでも言ったらあれなんですけど手順の話が出たので、別紙 3 の 1ヶ所だけちょっと念のための確認させてください。204 ページです。
2:06:08	ちゃんと今までの対応やっていただければ放火されてるかなと思ったんですけど、ちょっと読み方なんですけど、ここの赤字のところ、審査基準の時許可の設計方針に影響はないか。
2:06:23	結果基調技術的能力の要求事項に対する適合性が明記されていないことから申請書ISするっていつかいてあるんですけど、左側の欄との関係がわからないので、ちょっとそこら辺って、例えば、
2:06:37	これはどういう意図で改定するか、この真ん中の欄は反映事項はないって書いてありつつ、右側の欄の関係っていうのが付託これ以降ですね全部同様に、赤字のやつが手順関係全く規制がわからないんですけど。
2:06:53	それでいいのでちょっと教えて読み方教えてください。
2:07:14	日本原燃遅れるございます。ここで言う一番右側の欄っていうのはですね技術的能力に対して一貫通貫で記載しておりまして、その位置と、その真ん中の位置は必ずしも一致しておりません。
2:07:31	ここの赤字で書いてあるところの部分っていうのはですね 225 ページ。
2:07:37	ですね、225 ページで四角で記載されている部分があると思うんですけども、ここの部分のことを指しております。
2:07:53	規制庁カワラサキですと、ごめんなさいね。少なくとも 225 ページの欄、
2:08:01	東亜資格が右側の半額切れているので、多分、ちょっと今の読み方が全然理解できないというのと、単純にその
2:08:12	申請書に反映

2:08:15	何となく言いたいことはわかったんですけど、多分普通にこの資料を読んでたらそういうふうな読み方できないと思いますので、先ほど古作も言っていたように、結局このリンクづけなんだと思うんですよ、最後、
2:08:31	そういう意味で言うと、
2:08:33	どことの反映なのかといったところが最終的にわかるような意識としての資料にさせていただきたいというのがお願いです以上です。
2:08:45	日本原燃の国税承知いたしました。
2:08:51	ほか規制庁側からあれ確認事項がございますでしょうか。
2:08:58	ないようですので、
2:09:02	天端共用に配分前にヒヤリング開始から2時間以上経過しましたので、ごめんなさい。規制庁コサクですけど、共有は時間そんなにかかんないと思うんで、さらっと話をしてしまいたいんですけど。
2:09:20	原燃はそれでもよろしいですか。
2:09:24	日本原燃鈴木でございます。よろしく願いいたします。
2:09:28	規制庁補足です。すいません。ありがとうございます。説明していただくことでもないと思ったので、
2:09:38	大枠で言うと、
2:09:41	骨格になってる。
2:09:45	指摘事項への回答という資料でいうと、基本関連するものは全体共用かけますと、
2:09:52	いうことで、ちょっと記載ぶりがちょっとよくわかんないとこあるんですけど、工事としてはそういうことだっというのでよろしいですかね。
2:10:02	はい、日本原燃の浜田です。おっしゃる通りでございます。
2:10:07	生徒コサクです。その上で、
2:10:10	通常、
2:10:12	前回のヒアリングや通信連絡とかそこら辺の話もあったと思うんですけど、再処理のほうの施設で、
2:10:22	線量とかをはかったりしたものが、管理の方でどう認知していくのかみたいな繋がりにていうのはどういう整理になってるんでしょうか。
2:10:35	はい、日本原燃の浜田でございます。今回資料の中で、別紙として各条ごとに必要な所設備を設備また運用を整備いたしました。その結果、
2:10:51	再処理施設からA廃棄物管理施設に連絡が必要なものということでいくと多彩な回答するという整理になりました。そう。そうしますとええと火災については、
2:11:08	こちらで記載しております通り、共用する体調時計で記載が発生した場合、再処理施設から安全司令一斉放送にて火災の発生が最初から廃棄物に周知されてここで解決として、

2:11:23	火災を認知しますので必要な対応がとれるという整理をしております。ご指摘の線量については、こちらについては
2:11:35	そこをエリアというのを、特に常時線量を勘案しているようなRicker波の台帳とかそういうのやっぱそれはないので、的に測定をして確認していくという整理をしております。以上でございます。
2:12:00	規制庁コサクです。そういったあたりをですねもうちょっとわかりやすく、最終的に整理資料としてまとめていただけたらなと思うんですけど、すみません現状提示していただいている整理資料を熟読してないので申し訳ないんですけど。
2:12:17	ご指摘わかりましたもう一度確認としましても渡りにくいところが私のことで、今ここを御説明したところ、足りなければ終了にいたします。
2:12:30	以上です。
2:12:31	すいません日本原電ハマダ実績以上です。
2:12:34	やってございます。
2:12:38	はい。
2:12:41	その3度スズキ評価です。
2:12:45	ありがとうございます。ちょっとコサク300件0設計のヒアリングの席を外されたのですが、ほか規制庁側から確認事項ございましたらお願いします。
2:13:01	規制庁田尻です。基本的に先ほどこそ空調とかのほうからお伝えした通りだと思ってて助勢理由の方みたいなんですけど、先ほど別に作りませんでしたけど今日の概要として取りかえてあるやつそのまま入っているような形であまり情報付加されていないと思うので、づらいところに関しては規制の精査いただければと思います。
2:13:19	後ですね例えば建家について除外しようとするときにもう何か制御建屋に限定して記載している定時に今回はちょっと仮定に限定して記載してたりするんですけど、何か。
2:13:32	多分1次査定めげてしまってもいいところも限定していったような気もするのであわせて言葉のセンサ等だけいただければと思います。自分からは以上です。
2:13:42	はい、日本原燃の浜田でございます。ご指摘承知いたしました。精査して人の修正方式で実施いたします。以上です。
2:13:52	規制庁側からほか何か御確認事項がございましたらお願いします。
2:14:06	ではないようですので、どうか等、本日のヒアリング全体を通して何か確認事項がございましたでしょうか。
2:14:17	規制庁田尻です。ちなみにこの共用の資料の程度タイミングっていうのは有毒ガスに合わせて利用ばかりですかね。

2:14:27	はい、日本原燃の浜田でございます。それとあわせて提出するようにいたします。以上です。
2:14:32	ちょっとリリース理解しました。
2:14:35	これ、
2:14:39	ありがとうございます。
2:14:41	他確認事項内容でしたのが、本日のヒアリングを終了したいと思いますですが原燃側より大きいでしょうか。
2:14:54	日本原燃のオオバですよねこれ。特にございません。
2:15:00	それで作らなければ本日はヒアリングを終了いたしますと、録音を停止します。